

維持管理の技術上の基準遵守のための計画書

1. 共通基準（産業廃棄物処理施設）

分析計量	基準	① 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該処理施設の能力に見合った適正なものとなるよう、受入時に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと。適正なものとなるよう、受入時に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと
	対応	廃油貯槽、低熱量廃油及び廃液貯槽において、処理能力に見合った適正なものとなるように、廃液、廃油の分析及び計量を行います 頻度 運転時毎
産業廃棄物の投入	基準	② 施設への産業廃棄物の投入は、当該処理施設の処理能力を超えないように行うこと。焼却炉への送液計（流量計）の管理を行い、処理能力を超えないようにおこなうこと
	対応	焼却炉への送液計（流量計）の管理を行い、処理能力を超えないようにします 頻度 運転時毎
流出等異常事態対応	基準	③ 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること
	対応	異常時は、焼却炉及び施設を緊急停止し、防油堤内の廃液及び廃油の回収、排水の水質確認を行ない、生活環境の保全に努めます 頻度 緊急時及び漏洩時
施設の整備	基準	④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと
	対応	施設の正常な機能を維持するために、定期的に点検を行います 焼却炉内の点検 1回／年 バーナーの点検 適時 廃液インジェクターの点検 適時 廃油インジェクターの点検 適時 冷却缶内部の点検 1回／年 ベンチュリースクラバーの点検 1回／年 回転機器の点検 1回／年
飛散及び流出並びに悪臭防止措置	基準	⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	対応	飛散、流出、悪臭の飛散を防止するために、配管及び機器からの廃液及び廃油の漏れの点検を行います 頻度 運転時毎
蚊、はえ等の発生の防止	基準	⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	対応	構内の整理、整頓、清掃を実施し、構内の清潔を維持します 頻度 適時

騒音・振動の防止措置	基準	⑦ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること
	対応	騒音測定（敷地境界線上）を実施し、周囲の生活環境を損なわないようにします 頻度 1回／3ヶ月
排水の監視	基準	⑧ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査をおこなうこと
	対応	排水は、冷却缶排水の色、臭気、pH等の点検を行うとともに、最終放流水（排水処理施設出口）の流量、COD等の管理を行います 頻度 冷却缶排水 適時 最終放流水 毎時
記録	基準	⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること
	対応	点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します

2. 個別基準（施行令第7条第5号：廃油の焼却施設、令第13号の2：廃棄物の焼却施設）

	基準	対応
廃油焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設	① 焼却施設にあつては、次のとおりとする イ) ピット・クレーン方式にあつては燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること	イ) 該当しません
	ロ) 燃焼室へのごみの投入は、外気を遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと	ロ) 炉内への廃油及び廃液の流量計の指示値を管理しながら焼却します また、ストレーナ及びバーナーの詰り点検を行います
	ハ) 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下となるように焼却すること	ハ) 当該施設は水中燃焼方式であり、焼却灰は発生しません
	ニ) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること	ニ) 都市ガスを燃料とする助燃装置で、炉内設定温度を950℃まで昇温します
	ホ) 運転を停止させる場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高熱に保ち、ごみを焼却し尽くすこと	ホ) 都市ガスによる助燃装置による空焚き運転を行い、燃焼し尽くします

	基 準	対 応
廃油焼却施設 及び産業廃棄物の焼却施設	へ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること	へ) 燃焼ガス温度記録計で、連続的に測定管理し、記録します
	ト) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること	ト) 冷却缶出口排ガス温度記録計の管理、冷却缶液面の管理を行い、燃焼ガスの温度が設計値である95℃以下であることを確認します
	チ) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	チ) 冷却缶出口排ガス温度記録計の管理を行い、燃焼ガスの温度を連続的に測定記録します
	リ) 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること	リ) 水と直接接触する冷却缶、水によるベンチュリースクラバー形式であり、基本的にばいじんは堆積しない構造です
	ス) 排ガス中の一酸化炭素濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること	ス) 空燃比を調整することで100万分の100以下を維持します
	ル) 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	ル) 一酸化炭素濃度計の指示値の管理を行い100ppm以下となるようにします
	ヲ) ダイオキシン類の濃度が0.5ng/m ³ 以下(O ₂ 12%)となるように廃棄物を焼却すること	ヲ) 燃焼排ガス温度計の指示値の管理、バーナーの空燃比の管理を行い、ダイオキシン類濃度が0.5ng/m ³ 以下(O ₂ 12%)となるようにします
	リ) 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、かつ記録すること	リ) 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、記録します
	カ) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること	カ) スクラバーの調整を行うことにより、生活環境保全上の支障が生じないようにします
	コ) 排ガスを水により洗浄する場合は当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること	コ) 冷却缶、スクラバーは、適宜点検し、飛散・流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします
	ク) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること	ク) 当該機器は水中燃焼方式で基本的に焼却灰が発生しないので、該当しません
	ケ) ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと	ケ) 該当しません

	基 準	対 応
廃油焼却施設 及び産業廃棄物の焼却施設	㊦ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えること	㊦ 消火器その他の消火設備を設置するとともに、定期点検をします 頻度 1回／年
	② 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと	② 2次燃焼室における焼却温度は950℃の設計としています
	③ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては、燃え殻をPCBにかかる判定基準に適合させること	③ 該当しません
	④ 廃油の焼却施設にあっては廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに流出防止堤その他の施設を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること	④ 焼却廃油の受入タンクは防油堤内に、設備は地下に浸透しないコンクリート基礎上に設置し、運転時に適時点検を行い結果を記録します また、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を実施します